



メルボルン日本人学校

児童生徒の投薬に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03-9528-1978)までお問い合わせください。

目的

メルボルン日本人本校(JSM)は、許可された医薬品の使用を管理された環境下で確実に行うことにより、児童生徒の身体的健康の保護および維持を目指す。児童生徒の投薬に関する方針は、注意義務の一環として、そして本校の被害最小化戦略に従い、適切な場合において、教職員が児童生徒の投薬を補助することを目的とする。

適用範囲

本方針は、本校敷地内、宿泊学習および校外学習において、本校の管理下にあるすべての児童生徒に適用される。

方針

実施

学校への出席には支障ない程度の健康状態であるが、就学時間内または校内活動中に処方薬の投与を必要とする児童生徒に対し、本校教職員が投薬を行うためには、保護者が事前に「服薬指示・介助実施依頼書」を提出する必要がある。

本依頼書の記入用紙は本校事務室にて配布されており、提出された同意書は職員室で保管される。

継続的な投薬を必要とする慢性疾患については、かかりつけ医による管理プランを書面にて提出する必要がある。

管理プランは職員室で保管し、必要に応じて見直しを行うとともに、写真が添えられた該当する管理プラン(糖尿病、てんかん等)は職員室に掲示される。

子どもが本校において投薬を必要とする場合、本校は毎年、親・保護者が担う責任について説明を行う。

教職員は必要に応じて、特定の病状に関する専門的な教育を受ける。

ガイドライン

子どもの医薬品を学校に預ける際、親・保護者は必ずすべての医薬品に記名等を行い、その子どもの所持品であることを明確にする必要がある。医薬品は、指定された教職員により校内で安全に保管される。医薬品が必要な児童生徒は、登校の際に医薬品を持参し、帰宅の際に持ち帰る事とする。

子どもに対する投薬を必要とする場合、その親・保護者は「服薬指示・介助実施依頼書」を記入し、署名する必要がある。

投薬記録は、投薬を担当する教職員が記入する。

評価

- 現行の「服薬指示・介助実施依頼書」の見直し
- 保護者および教職員による手順の順守

承認

作成日	2024 年 11 月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024 年 11 月
再評価予定日	2026 年 11 月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。